鹿児島県公報

令和元年5月31日(金)第8号の3



鹿 発 行 島 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(保健医療福祉課取扱い) 2

ページ

告 示

- ○有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- ○駐在機関の設置(※) (かごしまPR課取扱い) 2
- ○救急病院等の認定
- ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
- ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定(3件) (社会福祉課取扱い) 3
- ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) (社会福祉課取扱い) 4
- ○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課取扱い) 5
- ○歳入の収納事務の委託
- (子育て支援課取扱い) 5 ○遊漁規則の変更認可(2件) (水産振興課取扱い) 6
- ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件) (水産振興課取扱い) 6
- ○土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 7
- ○土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 7
- ○土地改良区の定款の変更の認可(4件) (農地整備課取扱い) 7
- ○土地改良区の解散 (農地整備課取扱い) 8
- ○公共測量の実施 (監理課取扱い) 8

告

- ○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 8
- ○一般競争入札公告 (総務課取扱い) 9

選挙管理委員会告示

○参議院鹿児島県選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及 び政見放送の回数 (選挙管理委員会取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第77号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定年月 日	指 定種 別	書	名		発 行 所	指 定 箇 所	指定理由
25331	令和元年	雑 誌	Petit Rose			秋水社	全 部	著しく青
	5 月 2 2 日		Vol. 38		08878-06			少年の性的
25332			実話ナックルズ			大洋図書		感情を刺激
			6月号		04877-6			し、又は著
25333			実話BUNKAタブー			コアマガジ		しく青少年
			6月号		05375-06	ン		の粗暴性若
25334			裏モノJAPAN			鉄人社		しくは残虐

鹿児島県公報

		6月号	01805-06		性を助長し,	Ì
25335		実話ナックルズGOLD		大洋図書	その健全な	
		Vol. 8	68541-20		育成を阻害	
					するおそれ	
					がある。	

鹿児島県告示第78号

事務職員の駐在機関を次のとおり設置する。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

駐在機関名 駐在地 担当事務 設置年月日 鹿児島県大阪事務所名古屋市中屋市駐在機関 愛知県名古屋市中村区名駅 1 観光客の誘致及び宣伝に関する事務 令和元年6月1日 大に関する事務 2 県産品の販路拡大に関する事務 金業誘致に関する事務 3 企業誘致に関する事務 4 かごしま応援寄属性会に関する事務		_		
屋市駐在機関 村区名駅 び宣伝に関する事務 2 県産品の販路拡大に関する事務 3 企業誘致に関する事務 4 かごしま応援寄	駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設置年月日
務 2 県産品の販路拡 大に関する事務 3 企業誘致に関す る事務 4 かごしま応援寄	鹿児島県大阪事務所名古	愛知県名古屋市中	1 観光客の誘致及	令和元年6月1日
2 県産品の販路拡大に関する事務 3 企業誘致に関する事務 4 かごしま応援寄	屋市駐在機関	村区名駅	び宣伝に関する事	
大に関する事務 3 企業誘致に関す る事務 4 かごしま応援寄			務	
3 企業誘致に関する事務4 かごしま応援寄			2 県産品の販路拡	
3 企業誘致に関する事務4 かごしま応援寄			大に関する事務	
る事務 4 かごしま応援寄				
4 かごしま応援寄				
			附金に関する事務	

鹿児島県告示第79号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病院の名称	所 在 地
加治木整形外科病院	姶良市加治木町港町147番地2

2 認定の有効期限

令和4年5月11日

鹿児島県告示第80号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされ た場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事	* 1 * 1	21 28 -	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社徳洲会	東京都千代田区麹町	グループホームゆ	大島郡和泊町和泊62	平成30年	認知症対
	四丁目6番地8	りの郷	番1	9月30日	応型共同
					生 活 介
					護,介護
					予防認知
					症対応型
					共同生活
					介護

株式会社徳洲会	東京都千代田区麹町	グループホーム岬	大島郡知名町田皆仙	平成30年	認知症対
	四丁目6番地8		里2242番地	9月30日	応型共同
					生 活 介
					護, 介護
					予防認知
					症対応型
					共同生活
					介護

鹿児島県告示第81号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人徳洲会山川病院	指宿市山川小川1571	平成31年3月1日
近藤歯科医院	鹿屋市西原 4 - 7 - 21	平成31年4月1日
在宅診療所中・南	熊毛郡南種子町中之上2481	平成31年4月1日
高見調剤薬局	枕崎市高見町19番2	令和元年5月1日

鹿児島県告示第82号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事			
名称	主たる事務所の所在 地	名称	所 在 地	指定年月 日	サービスの種類
医療法人浩然会	指宿市十町字湯ノ前	介護老人保健施設	指宿市山川大山2056	平成31年	介護予防
	1145番地	ヴァンベールみど	番地4	2月1日	通所リハ
		りの風			ビリテー
					ション,
					介護予防
					短期入所
					療養介護
医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁	医療法人徳洲会開	指宿市開聞十町1294	平成31年	通所リハ
	目 3 番 1 -1200号	聞クリニック	番地2	3月1日	ビリテー
					ション,
					介護予防
					通所リハ
					ビリテー
					ション

鹿児島県告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第

30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のと おり指定施術機関として指定した。

令和元年5月31日

	鹿児	島県知事	三反園訓
--	----	------	------

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月 日	施術の種類
木村晋一郎	整骨院でおん	平成30年	柔道整復
	霧島市国分野口西6番8号サンタウン2号棟	11月1日	
	E号室		
飯田和彦	整骨院無双伊集院	平成31年	柔道整復
	日置市伊集院町下谷口1806番地1-2	3月1日	
夜差颯也	健康道入舟整骨院	平成31年	柔道整復
	奄美市名瀬入舟町3番20号	3月1日	
黒瀬昭仁	遊嬉整骨院	平成31年	あん摩マッ
	南さつま市加世田村原四丁目8番地4	3月1日	サージ指圧
田中雅章	マッサージ鍼灸たなか治療院	平成31年	あん摩マッ
	指宿市十二町2072番地3	3月18日	サージ指
			圧, はり,
			きゅう
原圭希	鹿児島美容鍼灸サロンCalla	平成31年	はり,きゅ
	霧島市隼人町東郷一丁目291番地	4月8日	う,柔道整
			復

鹿児島県告示第84号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30 号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療 機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

名称及び所在地	変更事項	変更	内 容	変更年月
石林及び別任地	多 欠 争 识	変更前	変更後	日
医療法人徳洲会中種子クリニッ	名称	中種子クリニ	医療法人徳洲	平成31年
ク		ック	会中種子クリ	3月1日
熊毛郡中種子町野間6481番地1			ニック	

鹿児島県告示第85号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされ た場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者の名称及び主	事業所の名称及び所	変更事項	変更	変更年月日	
たる事務所の所在地	在地	发 史争坦	変更前	変更後	爱 史 中 月 日
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会中種	事業所の名	中種子ヘルパー	医療法人徳洲会	平成31年3
大阪市北区梅田一丁	子ヘルパーステーシ	称	ステーション	中種子ヘルパー	月1日
目 3 番 1 -1200号	ョン			ステーション	
	熊毛郡中種子町野間				
	6481番地 1				

医療法人徳洲会	医療法人徳洲会中種	事業所の名	中種子デイサー	医療法人徳洲会	平成31年3
大阪市北区梅田一丁	子デイサービスセン	称	ビスセンター	中種子デイサー	月1日
目 3 番 1 -1200号	ター			ビスセンター	
	熊毛郡中種子町野間				
	6481番地 1				
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会中種	事業所の名	中種子ケアプラ	医療法人徳洲会	平成31年3
大阪市北区梅田一丁	子ケアプランセンタ	称	ンセンター	中種子ケアプラ	月1日
目 3 番 1 - 1200号	J			ンセンター	
	熊毛郡中種子町野間				
	6481番地 1				
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会高山	事業所の名	高山クリニック	医療法人徳洲会	平成31年3
大阪市北区梅田一丁	クリニック	称		高山クリニック	月1日
目3番1-1200号	肝属郡肝付町新富				
	818番地 1				
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会介護	事業所の名	介護老人保健施	医療法人徳洲会	平成31年3
大阪市北区梅田一丁	老人保健施設秋名の	称	設秋名の郷	介護老人保健施	月1日
目 3 番 1 - 1200号	郷			設秋名の郷	
	大島郡龍郷町幾里字				
	濱崎179番地				

鹿児島県告示第86号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を,美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルB棟9階

2 講習日程

令和元年11月25日(月),同年12月2日(月)及び同月9日(月)

3 講習会場

鹿児島県市町村自治会館

鹿児島市鴨池新町7番4号

- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会 公衆衛生 4時間 理容所の衛生管理 14時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会 公衆衛生 4時間 美容所の衛生管理 14時間
- 5 受講料

16,000円

6 受講申込先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所 福岡市博多区千代一丁目2番4号福岡生活衛生食品会館3階 電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第87号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務

を次のとおり委託した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 歳入の種類

鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)別表第1くらし保健福祉部の表 1の項に定める保育士登録申請手数料,保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再 交付手数料

2 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目6番地2

社会福祉法人日本保育協会

3 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鹿児島県告示第88号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を 認可した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 漁業権者の名称及び住所

松永漁業協同組合

霧島市隼人町松永1904番地

2 漁業権の免許番号

鹿内共第13号

3 遊漁規則の変更の内容

遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び松永漁業 協同組合に備え置いて、縦覧に供する。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年5月24日

鹿児島県告示第89号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により,次のとおり遊漁規則の変更を 認可した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 漁業権者の名称及び住所

日当山天降川漁業協同組合

霧島市隼人町西光寺745番地1

2 漁業権の免許番号

鹿内共第13号

3 遊漁規則の変更の内容

遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び日当山天 降川漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年5月24日

鹿児島県告示第90号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年5月31日から同年6月14日までとくのしま漁

業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 発起人の住所及び氏名

大島郡徳之島町山2184番地の3 徳田進 大島郡徳之島町亀津4100番地2 杉裕一郎 大島郡徳之島町亀津2256番地の291 杉幹男

2 加入区

徳之島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 とくのしま漁業協同組合

鹿児島県告示第91号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により,漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため,次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年5月31日から同年6月14日までとくのしま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 発起人の住所及び氏名

大島郡伊仙町大字伊仙1701番地 岡本宗道 大島郡伊仙町大字伊仙2694番地の1 平山国男 大島郡伊仙町大字検福289番地1 村上順一

2 加入区

伊仙加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 とくのしま漁業協同組合

鹿児島県告示第92号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 岩井 務 鹿屋市横山町2352番地2

(任期 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 福永 清巳 鹿屋市横山町2225番地2

鹿児島県告示第93号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南薩土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した役員の氏名及び住所

理事 俵積田清文 枕崎市別府東町380番地

(任期 平成31年4月1日から令和3年7月22日まで)

鹿児島県告示第94号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成31年4月10日付けで 蓬原土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第95号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成31年4月15日付けで 東串良町林田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第96号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成31年4月23日付けで 肝属南部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第97号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成31年4月17日付けで 徳之島用水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第98号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、令和元年5月21日 付けで福山町土地改良区が解散した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第99号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により, いちき串木野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の期間 令和元年6月3日から令和2年3月13日まで
- 3 作業の地域 いちき串木野市大字上名

公

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関 する工事は, 完了した。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(2工区)

志布志市志布志町安楽字川尻330番6,330番8,331番5,331番6,332番8,332番9, 333番1,333番2,333番5,333番8,333番9,334番1,334番2,334番3,334番4, 334番 5 、334番 6 、335番 1 、335番 2 、336番 1 、336番 2 、341番 1 、341番 2 、342番 1 、

342番2,343番1,343番2,344番1及び344番3

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市住吉町13番6号

鹿児島荷役海陸運輸株式会社

代表取締役 杉木保隆

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品の売却について、次 のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和元年5月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する物品
 - (1) 次に掲げる自動車 1台

種別	車 名 等	排気量	初度登録 年 月	走行距離	色
普通乗合	普通乗合 トヨタクラウン		平成14年	109千km	黒
自動車 (型式: YA-JKS175)			5月		

(2) 現状等

ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第16条の規定による一時抹消登録済

イ 自動車は、現状渡しとする。

(引渡し後の故障等については、補償しない。)

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であるこ と。
 - (2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお, 資格要件確認のため, 鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号 に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、 金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又 は積極的に暴力団の維持運営に協力し, 又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又 は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこ れらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- 3 入札の日時及び場所
 - (1) 日時 令和元年6月14日午後1時30分
 - (2) 場所 鹿児島県庁 (議会庁舎3階) 第4会議室 鹿児島市鴨池新町10番1号
- 4 入札の方法等
 - (1) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、見積もった契約金額の 108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 5 入札説明書
 - (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書に
 - (2) 入札説明書の交付期限及び交付場所

ア 交付期限 令和元年6月14日午後1時

イ 交付場所 鹿児島県議会事務局総務課総務係 鹿児島市鴨池新町10番1号

- 6 入札保証金 免除する。
- 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたも のを落札者とする。

9 代金の納入

現金で即納すること。

- 10 自動車の引渡期限及び場所
 - (1) 期限 令和元年6月25日午後5時
 - (2) 場所 鹿児島県庁北側職員駐車場 鹿児島市鴨池新町10番1号
- 11 譲渡証明書等

登録識別情報等通知書(登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記載されている事項 を記載した書類をいう。)及び道路運送車両法第33条に規定する譲渡証明書は、自動車の引 渡し時に交付する。

- 12 その他
 - (1) 売却をする自動車の公開
 - ア 期間 令和元年6月13日の午後1時30分から午後4時まで及び同月14日の午前10時か ら午前11時30分まで

イ 場所 10の(2)に同じ。

- (2) 入札に参加する者は、入札当日の午後1時から午後1時15分までに3の(2)の場所に入室 すること。
- (3) 入札時に持参するもの

印鑑及び筆記用具

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県議会事務局総務課総務係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5013

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第1号

参議院鹿児島県選出議員選挙において、候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

なお,平成28年5月24日鹿児島県選挙管理委員会告示第9号(参議院鹿児島県選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数)は,廃止する。

令和元年5月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数	
株式会社南日本放送	ラジオ放送	1 回	
	テレビジョン放送	1 回	
鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1 回	
株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1 回	